

治水事業等に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 台風・集中豪雨等の気象災害対策の推進

- (1) 都市自治体が管理する河川の改修及び管理施設の整備、老朽化対策並びに内水対策等に係る支援制度の拡充など財政措置を充実すること。
- (2) 大規模水害及び局地的な大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、抜本的な治水安全度の向上に寄与する河川管理施設等の整備を促進するとともに、老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等を推進すること。
- (3) 民間施設への雨水貯留施設の設置を促進するため、事業者に対する支援を拡充すること。

2. 土砂災害対策の推進

- (1) 激甚化する土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や危険箇所における基礎調査の促進など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じること。
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、事業採択要件の緩和など財政措置を充実すること。
- (3) 都市自治体を実施する避難所等の防災体制の整備に係る支援を充実すること。
また、土砂災害警戒区域等の住宅改修・移転等に対する支援制度を充実するとともに、移転に伴う開発行為の要件を緩和すること。

3. 河川等の水質改善及び自然環境の保全・再生に係る事業を推進すること。

また、水辺環境を有効利用した交流拠点の整備等を促進するため、支援を拡充すること。

4. ダム周辺地域の地域振興等

- (1) ダム周辺地域の地域振興策について、必要な支援策を講じること。
また、国の政策転換などによってダム事業が中止となる場合は、代替となる地域振興策や治水・渇水対策事業の実施など適切に対応すること。

(2) 特定多目的ダムの整備に係る利水者負担金を軽減するとともに、完成後に要する維持管理費及び国有資産等所在市町村交付金の納付金が、基本計画の変更によって事業費が増嵩した場合に過剰な負担増とならないよう必要な措置を講じること。

5. 都道府県の収入となっている流水占用料等については、河川流域の都市自治体が置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市自治体にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。

6. 大規模自然災害の被災地における河川管理施設の災害復旧を推進するとともに、激甚な災害が発生した地域における再度災害防止対策を集中的に実施すること。